

# 令和2年度税制改正に関する要望書

令和元年5月

一般社団法人 全国ハイヤー・タクシー連合会

会長 川鍋 一朗

平素は、タクシー事業に対しまして、格別なるご指導、ご鞭撻を賜り、厚くお礼申し上げます。

タクシー事業は、地域に密着した輸送サービスかつ地方創生の担い手であり、国民生活に欠かせない公共交通機関として、全国で年間約15億人のお客様に安全に・安心してご利用いただき、その社会的責任を果たすため日夜努力を続けております。

タクシー業界では、平成21年10月から施行された「タクシー適正化・活性化特別措置法」、さらに平成26年1月から施行された「改正タクシー適正化・活性化特別措置法」に基づき、タクシー事業の適正化（供給過剰の是正）と活性化（需要の拡大）に鋭意取り組んでおります。

また、平成30年1月に策定した「訪日外国人向けタクシーサービス向上アクションプラン」に基づき、2020年の東京オリンピック・パラリンピックに向けて更なる増加が見込まれる訪日外国人のニーズに対応したタクシーサービスの向上に向けて、今後、積極的な取組を図ることとしております。

さらに、平成30年3月に策定した「タクシー事業における働き方改革の実現に向けたアクションプラン」に基づき、労働生産性の向上、人材の育成・確保、長時間労働の縮減等に鋭意取り組むこととしております。

一方、タクシー事業は、資本金1億円以下の事業者が99.5%（1千万円以下83%）を占める等、経営基盤の脆弱な中小事業者であり、現政権が実施している一連の経済対策の効果は、未だタクシー業界においては実感できない状況であり、加えて、乗務員の高齢化と労働力不足問題が深刻化する中、ライドシェアと称して業としての白タクの解禁を求める動きが活発化するなど、極めて厳しい経営環境にあります。

このような状況の下、今後も、法人タクシーが、利用者ニーズに応じて安全・安心に加え質の高いサービスを提供し、地域公共交通機関としての使命を達成できるよう、税負担の軽減等の措置を別記のとおり要望いたしますので、事情ご賢察の上、何とぞご高配を賜りますようお願い申し上げます。

## 記

### 1. 自動車関係諸税の簡素化及び負担軽減措置を拡充されたい。

#### [要望理由]

平成31年度税制改正大綱では、「自動車税の恒久引き下げ」が実現されるとともに、エコカー減税等の特例措置が延長されたところであるが、引き続き「自動車関係諸税の簡素化・負担軽減措置」の実現に向け、特段のご配慮をお願いしたい。

特に、保有段階で自動車税と重複課税されている「自動車重量税」については、平成21年度に道路特定財源から一般財源化され、既に課税根拠を失っており廃止すべきである。

さらに、揮発油税、石油ガス税等燃料課税における消費税の「TAX ON TAX」は、極めて不合理な仕組みであり、是非ともその解消を図って頂きたい。

引き続き、自動車関係諸税全体の抜本的見直しを行い簡素化・負担軽減措置の拡充を図られたい。

## 2. 事業所税を非課税とされたい。

### [要望理由]

タクシー事業の用に供する施設の事業所税については、地方税法に基づき指定都市等の一定の資産・従業者数（免税点）を超える事業所に対し、課税標準の1/2軽減特例を適用し課税されている。

地域住民の足の確保に重要な役割を果たすタクシー事業は、平成19年に公布された「地域公共交通活性化再生法」において、バス事業者と同様に公共交通事業者として位置付けられ、また、平成21年10月施行された「タクシー適正化・活性化特別措置法」では、我が国の地域公共交通を形成する重要な公共交通機関と位置づけられている。さらに、平成25年12月施行された交通政策基本法では、バス事業等とともに「交通関連事業者」として位置付けられている。

については、地方税法に基づき非課税施設とされているバス事業、トラック事業等と同様に、タクシー事業の用に供する施設についてもその公共性に鑑み、全ての事業所について非課税とされたい。

**3. 営自格差の見直しに名を借りたタクシー車両の自動車税増税に断固反対する。**

**[要望理由]**

平成25年11月総務省の地方財政審議会の検討会報告で、営業用自動車について「自動車税の増税」が提起されたが、こうした動きは、厳しい経済情勢の下で、地域住民の生活の足を確保するため日夜努力を重ねている公共交通事業者に対し大幅な税負担を強いるものであり断固容認できるものではない。

については、タクシー事業の公共性に配慮し、営業用車両に対する軽減措置を改悪することなく、引き続き維持・継続されたい。

**4. 教育資金及び結婚・子育て資金の一括贈与に係る贈与税非課税措置の拡充を図られたい。**

**[要望理由]**

平成25年に創設された、教育資金の贈与に係る贈与税非課税措置について、現行、教育資金に含まれる学校等への通学定期代が非課税対象になっているが、業界で推進している未就学児はもちろんのこと小学生一人でも塾や施設に送迎する「子供送迎サービス」のタクシー費用についても、非課税対象とされたい。

また、結婚・子育て資金の贈与に係る贈与税非課税措置について、現行、出産のため病院等に行く交通費はその対象となっていない。このため業界で推進している移動への不安を解消した24時間365日、確実に病院等へ移送可能な「妊婦応援タクシー」に係る費用も非課税対象とされたい。